

長野県におけるがん教育の推進について

長野県教育委員会事務局保健厚生課

1 国や県の動向

がん対策基本法（平成 19 年 4 月 1 日施行）

第 9 条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

長野県がん対策推進条例（平成 25 年 10 月 15 日施行）

（教育に関係する者の役割）

第 9 条 教育に関係する者は、基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けられるよう、適切な教育の推進に努めるものとする。

2 教育に関係する者は、県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努める。

（がんの教育の推進）

第 14 条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けるための教育が行われるよう、教育に関係する者等に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 期がん対策推進基本計画（平成 30 年 3 月閣議決定）

第 2 分野別施策と個別目標

（3）がんの教育・がんに関する知識の啓発

○ 取り組むべき施策

医師会や患者団体等の関係団体とも協力しながら、また、学校医や学校医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育を実施する。

○ 個別目標

全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。

第 2 期信州保健医療総合計画（平成 30 年 3 月策定）

第 8 編「疾病対策等」第 1 節「がん対策」IV「がん対策の推進と尊厳をもって安心して暮らせる社会の構築」

「中学校を中心に、子どもへのがん教育について、正しい知識や理解が深まるよう、教育委員会や教育関係者とがん経験者や医療関係者がれんけいして 取組みます。」と明記

2 文部科学省の取組

(1) 「『がん教育』の在り方に関する検討会」の設置

がん対策推進基本計画の策定等を受けて、今後 3 年程度の時間をかけて具体的な検討を行うこととしており、平成 26 年 7 月に有識者会議を設置。平成 27 年 3 月に「学校におけるがん教育の在り方について（報告）」を取りまとめる。

(2) 「がんの教育」総合支援事業実施（都道府県へ委託）

各都道府県が主体的に行うがん教育に関する多様な取組に対して支援を行うモデル事業を平成 26 年度から実施（研修会、教材開発、指導法検討 等）

3 県教委の取組

- (1) 関係者に対し「がん教育」及び「保健学習充実の必要性」について周知
条例の概要と「がん教育」に対する各校、県教育委員会の取組の方向性を県内各校へ周知（平成 26 年 3 月 3 日付け）
校長会、体育主任会、保健主事幹事会等で周知（平成 27 年度～）
- (2) 「がん教育推進会議」設置（平成 26 年 7 月～）
関係者（三師会、健康福祉部、PTA、校長、教諭、養護教諭、保健厚生課 等）による会議で、学校におけるがん教育推進のあり方について検討
平成 27 年度から毎年 2 回開催。31 年度も 2 回開催予定。
- (3) 研修会の開催（名称：がん教育研修会 平成 26 年度～）
平成 31（2019）年度は、2019 年 11 月 29 日（金） 総合教育センターで開催
研修内容：がん教育の基本的な考え方・進め方、パイロット校の実践発表、外部講師授業
講義・演習「がん教育の進め方」 日本女子体育大学 助友裕子教授
講義・演習「外部講師との授業の進め方」 講師未定
- (4) 「がん教育の手引き」発行
現行の学習指導要領の範囲で「がん教育」を実践するための教員用手引きを配布（平成 26 年 3 月）、利用促進を図る。がん教育推進会議で内容の加除修正を検討していく。
外部講師希望者にも配布し、学校におけるがん教育の目的・内容等の共通理解を図る。
- (5) パイロット校における効果的な指導方法の研究
平成 31（2019）年度も、小・中・高各 1 校を選定し、各校の課題や願いに合わせたカリキュラム作成や今後も継続可能な無理のない単元展開によるがん教育を実践し、その効果を検証する。
特に、外部講師と連携した授業の際の講師依頼の手続きや授業準備を含め、取り組み易い仕組みづくりについて、パイロット校で実践し推進会議での意見交換を行う。
また、引き続き、近隣の学校や外部講師希望者にも授業を公開し、授業実践の拡大や指導力の向上を図る。
・現在パイロット校選定中

4 がん教育の課題と今後の進め方

新学習指導要領では、中学校・高等学校の保健で「がんについて扱う」旨が明記されたため、全ての中学校・高等学校で確実に学習することが保証された。しかしながら、保健の授業時間は増えないまま、新たな内容が追加されたため、限られた時間内で効果的な授業が展開できるよう、更なる取組が必要。

- パイロット校で得られた成果をすべての学校に普及するため、効果的な授業実践のための指導案等の一層の活用推進
- 授業等に協力できるがん経験者等を外部講師として活用するための外部講師情報の効果的な周知
- 学校側が外部講師を依頼する際の手続きの明確化（日程調整、授業内容、教育上必要な配慮事項等をチェックリストとして共有）による外部講師の授業実践を促進・支援する体制整備
- 外部講師とともに効果的な授業実践を行うため、教員だけでなく外部講師にも研修の場を

提供し、指導力向上と授業の質的向上への取組